平成２３年（フ）第３０４号
山梨県甲州市勝沼町綿塚107番地３
債務者　富山美和子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　森矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
滋賀県甲賀市信楽町小川1917番地69
債務者　窪田　好彦
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川真美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８７号
愛媛県新居浜市多喜浜５丁目６番21号、前住所愛媛県新居浜市垣生２丁目１番41号
債務者　伊藤　壽夫
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯継一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第２５号
大分県佐伯市野岡町２丁目９番12号
債務者　山口　　哲
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安東　正美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第１４９９号
さいたま市西区大字内野本郷454番地８
債務者　福田　真治
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　武士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６２０号
福岡県中間市池田１丁目20番３―509号
債務者　平生奈津子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　敦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４３８号
新潟市西蒲区和納3967番地３
債務者　若林　　璽
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１１号
北海道二海郡八雲町富士見町52番地２　コンフォート富士見103号室
債務者　大湊　修司
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３６２号
函館市若松町26番４―304号
債務者　中澤　和子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１２７号
岐阜県大垣市池尻町1106―１　りとるわーるどムラセＩＡ202、住民票上の住所沖縄県那覇市若狭３丁目43番７号　我那覇方
債務者　安仁屋幸司
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
岐阜県大垣市林町３丁目190番地１　アメックスマンション607
債務者　藤原直美こと　**張**　　奕
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
岐阜県不破郡垂井町1836番地の２
債務者　岩田　菊代
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
北海道標津郡中標津町西町６丁目50番地１
債務者　都築　　眞
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第４０号
岩手県久慈市天神堂第34地割35番地２
債務者　本波マリ子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第５９６５号
大阪市東住吉区山坂１丁目９番12号　セントポリス山坂403号
債務者　津末祐治郎
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９８１号
大阪市城東区永田４丁目１番26―7007号
債務者　藤野　一弘
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０７８号
大阪市平野区喜連西１丁目10番１―302号、前住所大阪市平野区平野西４丁目１番10―107号
債務者　木下智香子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部